

## 公益社団法人日本トリアスロン連合 寄附金等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本トリアスロン連合（以下「JTU」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定める。

### (寄附金の種類および募集)

第2条 JTUが受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

(1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金

(2) 特定寄附金 JTUが募集に当たり、あらかじめ用途を特定し、若しくは寄附者が寄附の申込に当たり、あらかじめ用途を特定した寄附金

2 この規定における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3 JTUは常時、寄附金を募ることができる。

### (寄附条件)

第3条 JTUは、次の各号に掲げる条件を付した寄附金は受け入れない。

(1) 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること

(2) 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すこと

(3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと

(4) 寄附金を受入れることによってJTUに財政負担を伴わせること

(5) その他JTUの事業の遂行に支障があると会長が認めるもの及び、社会通念上不相当と認められる場合には寄附金は受け入れない。

### (寄附受入)

第4条 JTUに寄附金等を寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む。）により寄附金の申込を行うものとする。

2 JTUは、寄附金等を受け入れたときに寄附者から受領書の交付の求めがあった場合に限り、受領書を交付する。

### (寄附金の用途)

第5条 一般寄附金は、定款第4条に規定する公益目的事業に使用するものとする。

2 特定寄附金は、JTU若しくは寄附者の特定した用途に使用するものとする。

3 前2項に基づき寄附金を使用する際に必要となる管理費については、該当す

る寄附金の一部を使用するものとする。

(情報公開)

第6条 J T Uが受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務局への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に対する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、2017年(平成29年)3月24日から施行する。